

第48回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日時 令和元年6月24日(月)午前9時25分～正午

2 場所 市役所本庁舎 屋上(P1)階会議室

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

坂元会長、松本委員、角松委員、濱田委員、矢倉委員

(2) 大阪市職員

馬場市民局長、田丸市民局理事、山本市民局ダイバーシティ推進室長、森市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、中島市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、高橋市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議題

(1) 継続案件の調査審議

(2) 第46回・第47回会議要旨の確認

5 議事

非公開で行った。

議題(1) 継続案件の調査審議

○継続案件のうち2件について、調査審議を行った。

○案件番号「平28-6」に係る3つの表現活動のうち1つの表現活動(以下「本件表現活動1」という。)については、条例第5条第1項第2号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当するのでその旨を、同案件番号の残りの2つの表現活動(以下「本件表現活動2及び本件表現活動3」という。)については、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しないのでその旨を答申することを決定し、答申内容の細部については、会長に一任することとした。

・本件各表現活動の条例第5条第1項各号該当性やヘイトスピーチ該当性の調査審議は、まず本件各まとめ記事について行うこととし、その上で、本件各まとめ記事の各該当性についてにはわかには判断し難い場合等には、本件各まとめ記事と本件各コメントとの関係や本件各コメントによる本件各まとめ記事への影響について検討することとした。

・本件表現活動1は条例第5条第1項第2号アに該当するので、その余について検討するまでもなく条例第5条第1項第2号に該当する。

・本件表現活動1は、条例第2条第1項第1号ア及びイのいずれにも該当し、同項第2号ア及びイのいずれにも該当するとともに、同項第3号に該当する。

・なお、本件表現活動1に係る条例第2条第1項第2号の該当性については、まとめ記事自体の表現のみをもって、同項で定める相当程度の侮蔑・誹謗中傷や相当数の者に脅威を感じさせるものであるとわかには判断し難い面もあったため、まとめ記事とコメントとの関係やコメントによる本件まとめ記事への影響について検討したところ、まとめ記事によってその趣旨や内容に沿ったコメントを誘引していると客観的に認められ、かつ、コメントによ

ってその趣旨や内容が顕在化ないし増幅されているため同号に該当すると認定した。

- ・本件表現活動2及び本件表現活動3は、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しないので、ヘイトスピーチ該当性の判断は行わない。

○案件番号「平28-21」における一次表現活動（以下「本件一次表現活動」という。）及び二次表現活動（以下「本件二次表現活動」という。）については、各々、次のとおり、条例第5条第1項各号のいずれかに掲げる表現活動に該当するとともに、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当するので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については、会長に一任することとした。

- ・本件一次表現活動は条例第5条第1項第1号に該当し、本件二次表現活動は条例第5条第1項第2号イに該当する。
- ・本件一次表現活動は、条例第2条第1項第1号ア、イ及びウのいずれにも該当し、同項第2号ア及びイのいずれにも該当するとともに、同項第3号に該当する。
- ・本件二次表現活動は、条例第2条第1項第1号ア、イ及びウのいずれにも該当し、同項第2号ア及びイのいずれにも該当するとともに、同項第3号に該当する。

議題（2）第46回・第47回会議要旨の確認

- 第46回・第47回の会議要旨を確定した。

以上